

健康保険証や公費負担手帳等がなくても 医療機関等を受診できます。

健康保険証や公費負担手帳等を紛失あるいは自宅に残したまま避難されている方も、医療機関等で、各制度の対象者であることを申し出、氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てることにより、受診できます。また、公費負担医療について、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。

【公費負担手帳等の例】

- 被爆者健康手帳
- 結核患者に対する医療に係る患者票
- 難病医療受給者証
- 特定疾患治療研究事業受給者証
- 肝炎治療特別促進事業受給者証、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証
- 児童福祉療育券
- 小児慢性特定疾病医療受給者証
- 未熟児養育医療に係る養育医療券
- 生活保護に係る診療依頼書
- 医療支援給付の支給決定がされている中国残留邦人等に対する本人確認証
- 自立支援医療受給者証
- 水俣病関係手帳 など